

厚生労働省令 第一号  
国土交通省令 第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 石井 啓一

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(公営住宅法第四十五条第一項の事業)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項に規定する共同生活援助(次条において「共同生活援助」という。)を行う事業</p> <p>四 (略)</p>
改正前	<p>(公営住宅法第四十五条第一項の事業)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助(次条において「共同生活援助」という。)を行う事業</p> <p>四 (略)</p>

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。